

## 自分の町を良くするしくみ。 「赤い羽根共同募金」にご協力ください

今年も10月1日から12月31日まで全国一斉に赤い羽根共同募金運動が展開されます。多良木町でも、毎年、町民の皆さまにはご協力いただきありがとうございます。募金の配分金はすべて社協が行う福祉事業の財源として有効に活用させていただいている。皆さまの温かいご支援とご協力を願っています。



## 豪雨災害にかかる生活福祉資金特例貸付

熊本県社会福祉協議会では7月に発生した熊本県南豪雨災害により、被災された人への一時的な生活費の特例貸付を次のとおり実施しております。(貸付内容は社協のホームページでもご覧いただけます。)具体的な貸付のご相談は、多良木町社会福祉協議会までお問合せください。

### 《貸付内容》

- ・貸付対象 令和2年7月豪雨により災害救助法が適用された市町村(多良木町も含む)に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。
- ・貸付限度額 10万円以内  
(一定要件の場合 20万円以内)
- ・据置期間 貸付の日から1年以内
- ・償還期限 据置期間終了後2年以内
- ・貸付利子 無利子 保証人 不要
- ・借入申込に必要なもの 被災したことがわかるもの(罹(り)災証明書、もしくは被災証明書等)、住民票(同居している世帯全員分が記載のもの)、身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証等)、印鑑、申込者の預金通帳またはキャッシュカード
- ・受付窓口 多良木町社会福祉協議会  
電話:0966-42-1112

※相談・受付時間:原則午前10時から午後4時まで(土曜、日曜、祝日を除く)

※新型コロナウイルス感染防止のため、できる限り電話で予約のうえ、おいでください。

7月に発生した熊本県南豪雨災害において、町内で被害にあられた住民の方々が少しでも早く普段の生活を送れるよう、町内でも災害ボランティア活動が行われました。主な活動は床上浸水の被害に濡れてしまった畳や、家具の搬出運搬で、コロナウイルス感染拡大予防対策のため、町内在住の人をボランティア

として募りました。7月31日までの災害ボランティアセンター開設中に157人がご登録をいただき、活動日に都合がつく人に支援活動をしていただきました。活動当日ボランティアの皆さまには、社協に集合していただき、詳しい内容や注意点などの説明を受けて、活動していただきました。災害ボランティアの支援を受けられた、お一

人暮らしの高齢者は「一人で(濡れた家具など)どうしていいかわからず、不安だったが、たくさんボランティアさんにお手伝いにきてもらいましたが、本当に助かりました。」など、とても安心されたご様子でした。

災害ボランティアセンター開設期間にご登録並びに活動いただきました。ボランティアの皆さまをはじめ、資材などの提供をいただきました皆さん本当にありがとうございました。



次の方々から社会福祉のためにご寄付をいただきました。皆様の温かい善意に感謝申し上げますとともに、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

(敬称略・受付順)

吉田利弘  
(故福山ノリ子)久4区  
奈良崎和實  
(故重雄)黒西4区

加納(故三一)多10区の2	田中(故初女)多8区の1	荒平(故茂光)久1区	溜(故秋男)久1区	山(故田上竜二)多10区の2	稻(故マサコ)多1区の2	川(故敏実)久9区	光(故滿太郎)多1区の1
田(故真一)多10区の2	中(故富子)	渕(故政子)多10区の2	溜(故勝徳)	山(故寅二)久9区	田(故雅文)	邊(故雅一)	永彦(故寅一)
							吉田(故彦)

